教育の森造成事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という｡）第24条の規定に基づき、教育の森造成事業費補助金（以下「補助金」という｡）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、県立高等学校を対象とする学校部分林、県有部分林及び分収林（以下「教育の森」という｡）の経営の円滑化を図るため、一般社団法人高知県森林整備公社（以下「森林整備公社」という｡）が行う造林事業の経営に対して補助金を交付する。

　（補助額の範囲）

第３条　前条に規定する補助対象事業の補助額の範囲は、次のとおりとする。

（１）森林整備公社が行う造林事業費（新植、補植、保育、主伐、管理　その他経営に関する経費をいう）から国庫補助金、株式会社日本政策金融公庫の融資金その他知事が指定する収入の総額を差し引いた不足額

（２）県の損失補償の枠内で株式会社日本政策金融公庫から借り入れた融資金の償還金及び利息に相当する金額

　（補助金の交付申請）

第４条　規則第３条第１項に規定する申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第１号様式の１及び別記第１号様式の２から別記第１号様式の５までによるものとし、高知県教育長（以下「教育長」という｡）に提出するものとする。

２　森林整備公社は、前項の規定による書類の提出に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第 226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

　（交付決定）

第５条　教育長は、前条による補助金交付申請書を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、森林整備公社に通知するものとする。ただし、森林整備公社が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

　（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、森林整備公社は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（２）補助金の交付決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、事前に別記第２号様式の１から別記第２号様式の３までによる補助金変更交付申請書及び関係書類を提出し、教育長の承認を受けること。

ア　補助対象経費の増額又は20パーセントを超える減額

イ　各区分内での経費の配分（経費の内訳の変更による経費区分の変更で、その流用額が、総額の30パーセント以内の軽微なものは除く｡）

（３）この事業による収益は、各種教育共同利用施設の整備その他県内の人的能力の開発向上に資するための事業に充てること。

（４）前号の事業内容については、事前に教育長に協議すること。

（５）補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（６）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第２号様式の１により教育長の承認を受けなければならいこと。

（７）補助事業が予定の期間に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

　（決定の取消し）

第７条　教育長は、森林整備公社がこの要綱に違反したと認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（概算払）

第８条　森林整備公社は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第３号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。

２　教育長が事業遂行上必要があると認める場合は、概算払をすることができる。

　（実績報告書の提出）

第９条　規則第11条第１項の規定による実績報告書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第４号様式の１及び別記第４号様式の２から別記第４号様式の４までによるものとし、森林整備公社は補助事業の完了の日または会計年度が終了した日から１か月以内に教育長に提出するものとする。

２　森林整備公社は、第４条第２項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　森林整備公社は、第４条第２項ただし書の規定により交付申請した場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第５号様式により速やかに教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

　（補助金の経理）

第10条　森林整備公社は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない｡

２　森林整備公社は、前項の収入額及び支出額について、その内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

　（状況報告）

第11条　教育長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、森林整備公社に対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

　（グリーン購入）

第12条　補助事業の実施において、物品等を購入する場合は、高知県の定める｢高知県グリーン購入基本方針｣に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

　（情報公開）

第13条　補助事業又は森林整備公社に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第６条第１項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

　（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

　附　則

この要綱は、昭和５８年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成２０年１１月１７日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成２５年３月１５日から施行する。

　附　則

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　第４条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

　附　則

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

２　第４条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

　附　則

この要綱は、令和３年１０月１１日から施行する。

別表（第５条、第６条関係）

|  |
| --- |
| （１）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」　　という｡）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ｡）又は暴力団員等（暴　　排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ｡）であるとき。（２）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。（３）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、　　相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務　　を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有　　するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その　　他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ｡）が暴力団員等であるとき。（４）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。（５）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している　　とき。（６）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。（７）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、　　物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力　　団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。（８）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると　　認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。（９）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、　　又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した　　とき。（10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してい　　るとき。 |